

介護保険負担限度額認定制度について

安来市役所健康福祉部介護保険課

介護保険負担限度額認定とは市民税非課税で、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）に入所・入院又は短期入所（ショートステイ）を利用されたときの食費及び居住費（滞在費）について減額をする制度です。

【制度の対象者】

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 世帯全員が市民税非課税であること
- ② 世帯分離している配偶者がある場合は、その配偶者も市民税非課税であること
※配偶者とは、本人と戸籍上の婚姻関係にある者、または、内縁関係にある者
- ③ 預貯金等の額が、基準額以下であること

所得の状況	預貯金等の基準額	
	単身	夫婦
生活保護受給の人	要件なし	要件なし
老齢福祉年金受給の人	1,000 万以下	2,000 万以下
本人の年金収入等が 80 万円以下の人	650 万以下	1,650 万以下
本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の人	550 万以下	1,550 万以下
本人の年金収入等が 120 万円超の人	500 万以下	1,500 万以下

※預貯金等とは、預貯金（普通・定期）、有価証券、投資信託、金・銀（積立購入を含む）など
購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、現金（たんす預金）など

※年金収入等とは、公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額）の合計

※40 歳以上 65 歳未満で介護保険の認定を受けている場合、段階にかかわらず資産要件は単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万以下

【利用者負担段階と負担限度額】

対象となる人の収入、所得に応じて、負担段階が区分され、その負担限度額（施設に支払う 1 日当たりの金額）が決められています。

利用者負担段階	判断基準	食費(日額)		居住費等(日額)			
		施設サービス費	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第 1 段階	老齢福祉年金受給又は生活保護受給の人	300 円	300 円	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円
第 2 段階	年金収入等が 80 万円以下の人	390 円	600 円	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円
第 3 段階 ①	年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の人	650 円	1,000 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円
第 3 段階 ②	年金収入等が 120 万円超の人	1,360 円	1,300 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円

※（ ）内は、介護老人福祉施設又は短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【申請に必要なもの】

①介護保険負担限度額認定申請書(表裏あります)

「同意書」の欄が申請書裏面にありますので必ず記載してください。自己申告された預貯金等の額について、保険者（安来市）が金融機関へ照会することへの同意書の提出が法律で定められています。

②預貯金等の金額がわかるもの

次の書類を添付してください。

預貯金等の種類	必要なもの
預貯金(普通・定期)	通帳の写し ※申請日の直近の残高がわかるように必ず事前に記帳してください ※写しが必要な部分 ①銀行名、支店名、口座番号、名義のわかる部分(通帳の表紙を開いた部分等)、②申請日前直近2ヶ月間の動きがわかる部分、③定期預金の部分 を添付してください ※複数の口座をお持ちの場合はその全てについて必要です ※ご夫婦の場合は2人分のものが必要です
有価証券・投資信託(株式・国債等)	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し(ウェブサイトの写しも可)
現金(たす預金など)	なし(申請書裏面の記入欄へ金額を記入してください。)

※負債(借入金、住宅ローンなど)がある場合は預貯金等の額から差し引きます。借用書など金額のわかるものを提出してください。

③マイナンバーに関する書類

「通知カード」または「個人番号カード」。(窓口で確認ができなくても、申請可能)

【その他】

- ・対象者の認定期間は、申請月の初日からその年(申請月が8月から12月までの場合はその翌年)の7月31日までです。継続して認定を受ける場合は更新が必要です。認定を受けた方には更新案内を送付します。
- ・認定期間中に、認定要件に該当しなくなった場合や、区分の変更がわかった場合は速やかに安来市に連絡してください。区分の変更、取消しを決定して通知します。連絡がないまま安来市においてその事実を確認した場合も同様です。
- ・申請書の記入、添付書類についてわからないことがあれば、担当のケアマネジャー、または利用している施設等の職員へご相談ください。

【お問い合わせ先】

安来市役所 健康福祉部

介護保険課 給付係

Tel 0854-23-3292